

業務の運営に関する規程

第1 求 人

1. 弊社は、全職種、国内全域に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、弊社コンサルタントが訪問にて、求人内容の聞き取りにより受理いたします。また、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも受理いたします。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

1. 弊社は、全職種、国内全域に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職申込みは、本人がホームページからの登録、各求職サイト上、電子メール及び直接来社されて、お申込みください。
3. 弊社は求職の申し込みについての手数料は一切いたしません。

第3 紹 介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう、弊社の力の及ぶ範囲内においてご案内致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を弊社の力の及ぶ範囲内においてご案内致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
5. 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
6. 就職が決定しましたら求人された方から契約書に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

1. 弊社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から弊社に対して、その報告をしてください。また、

紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。

3. 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
4. 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 弊社の取扱職種の範囲等は、全職種、国内全域です。
6. 弊社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。弊社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は弊社担当に詳しくおたずねください。

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、下記の項目を明示します。

取り扱うべき職種の範囲とその他業務の範囲

- 当社で取り扱う職種の範囲:全職種(港湾運送業務、建設業務を除く)
- 取扱い地域の範囲:国内全域

手数料に関する事項

- 求職の皆様から手数料は一切いただきません。
- 手数料は以下の通り、求人者から申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
企業より求人を受け付ける際の事務費用	0円
求人受理後、クライアント（求人者）に明示された求人条件・ニーズに該当する求職者・転職希望者を紹介するサービス 【職業紹介（人材紹介）サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%または 2,000,000円</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%または 2,000,000円</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬のみ （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%または 2,000,000円</u> 上記のうちどちらか高い方とする。

	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40%または 2,000,000円</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。
--	--

*上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります

返戻金制度について

- 入社後、雇用期間6ヶ月以内の退社の場合、手数料の10%を返戻。

苦情の処理に関する事項

- 苦情処理の責任者は職業紹介責任者となります。苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。
- 苦情申出先：FocusCore Group 株式会社 職業紹介責任者：Sujka Sakura 連絡先：sakura@focuscoregroup.com

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項

- 弊社は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。
- 求職者等の個人情報の収集は、適切な職業紹介を行うために、また、これに付随するサービス(スキルチェック等)を適切に運営することを目的として収集しています。
- 弊社の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。
 - 個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 Sujka Sakura となります。職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員(コンサルタント)に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講。
 - 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正、または削除の請求があったときは、ご本人であることを確認できた場合、停滞なく訂正を行うものとする。開示・訂正・削除については、03-4550-6780 までご連絡ください。
- 弊社の個人情報の定義、その他詳細については弊社のホームページの「プライバシーポリシー」をご確認ください。